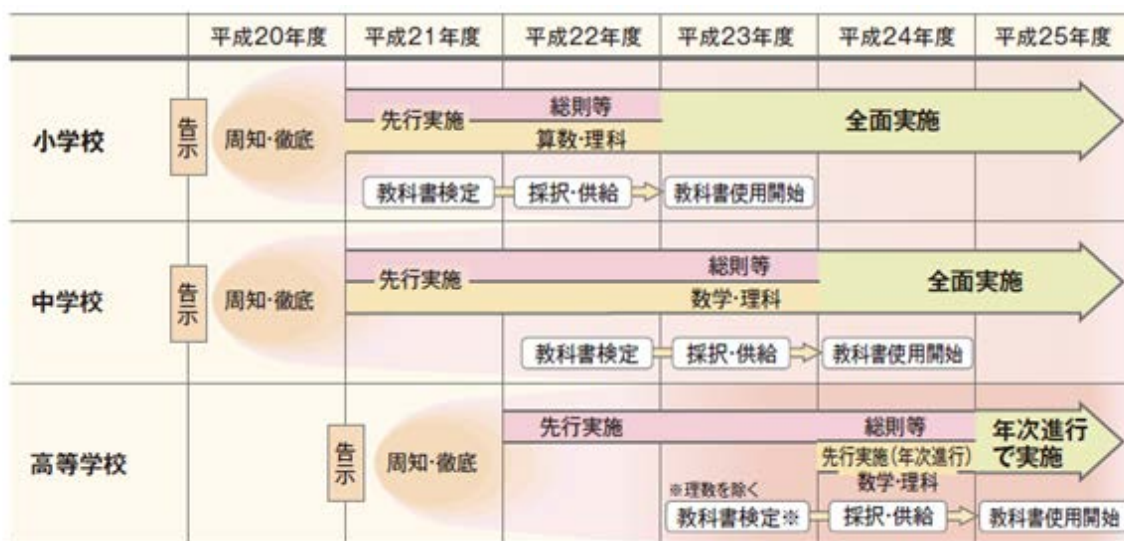


第2-2-12図 新学習指導要領実施スケジュール



(出典) 文部科学省「新学習指導要領 保護者用パンフレット（平成22年作成）」

文部科学省は、新学習指導要領の円滑な実施に向け、教職員定数の改善や新たに必要となる補助教材の作成・配布，理科教育設備の整備への支援，理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成26（2014）年度には、

- ・全国学力・学習状況調査²⁵による子どもの学力や学習状況の把握・分析
- ・理科教育の推進のため，小学校・中学校に観察実験アシスタントを配置する補助事業の創設や，設備整備の補助の拡充
- ・地域の人材・企業などの協力による，全ての子どもたちの土曜日の教育活動の充実（詳細は，第2部第4章第1節2「外部の力も活用した「開かれた学校」づくり」を参照）

などを行う。また，グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため，「英語教育の在り方に関する有識者会議」²⁶を平成26年2月に設置し，小・中・高校を通じた英語教育の抜本的充実に係る検討を行っている。

(2) 基礎学力の保障等（文部科学省）

文部科学省は，基礎学力の保障のため，習熟度別少人数指導，チーム・ティーチング，小学校の専科指導など指導方法の工夫・改善を行う学校や，特別な配慮が必要な学校などに対し，教職員の加配定数を措置している。平成25（2013）年度は，63,405人の加配定数を措置した。平成26（2014）年度には，小学校英語の教科化や道徳教育などへの対応として303人の加配定数を改善するとともに，引き続き，補充学習や発展的な学習など学力向上のための学校サポーターとして，8,000人のシルバー人材・地域人材を指導員として活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を実施する。（不登校の子どもへの対応は，第2部第3章第1節1「ニート，ひきこもり，不登校の子ども・若者への支援等」を参照。）

(3) 高校教育の質の保証（文部科学省）

文部科学省は，高校教育の質の確保と向上を促すため，学習指導要領の改訂や各学校における学校評価の取組の推進などの多様な施策を実施している。新学習指導要領では，以下の改善を図っている。

- ・高校教育の共通性と多様性のバランスを重視し，学習の基盤となる国語，数学，外国語における共

25 国語，算数・数学の2教科で，対象学年（小6，中3）の全ての子どもを対象とした悉皆調査。

26 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/index.htm

通必修科目の設定

- ・言語活動，理数教育，道徳教育，外国語教育の充実
- ・義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることの促進

また，高校教育の質の確保・向上のために，平成25（2013）年度からは，高校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を評価する手法についての調査研究を行っている

(4) 学校教育の情報化の推進（文部科学省，総務省）

子ども一人一人の能力や特性に応じた学びや子ども同士が教え合い学び合う協働的な学びを推進する上で，情報通信技術は重要な役割を果たすものと考えられる。

文部科学省²⁷と総務省²⁸は連携して，公立小学校10校，中学校8校，特別支援学校2校の計20校を実証校として，「学びのイノベーション事業」と「フューチャースクール推進事業」²⁹を行ってきた。平成25（2013）年度には，文部科学省の「学びのイノベーション事業」では，一人一台の情報端末や電子黒板，無線LANなどが整備された環境において，デジタル教科書・教材（モデルコンテンツ）の開発，指導方法の開発，ICTを活用した教育の効果・影響の検証などを行い，これまでの成果を取りまとめた。総務省の「フューチャースクール推進事業」では，学校現場において情報通信を利活用していく上での技術面を中心とした課題の抽出・分析に取り組み，これまでの実証研究の成果をガイドライン（手引書）として取りまとめた。平成26（2014）年度からは，文部科学省と総務省は，同一の地域において，新たな連携事業に取り組んでいる。文部科学省の「先導的な教育体制構築事業」では，学校間，学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発など，先導的な教育体制を構築するための研究を行っている。総務省の「先導的教育システム実証事業」では，学校間，学校と家庭がシームレスにつながる教育・学習環境を構築するため，クラウド・コンピューティングなどの最先端技術を活用した低コストで多種多様な端末に対応した教育ICTシステムの実証を行っている。このほか，文部科学省は，ICTを活用した教育効果の検証方法や指導方法の開発，教員のICT活用指導力の向上を図るための実証研究を実施するとともに，デジタル教材などの充実，プログラムに関する教育についての教員向け指導手引書の作成，子どもの情報活用能力に関する調査研究を行っている。

4 大学教育等の充実（文部科学省）

(1) 大学の教育内容の充実

ア 教育機能の充実

大学の学部教育では，シラバスの記述の具体化，厳格な成績評価の実施，履修科目登録の上限設定を通じた単位の実質化のほか，産業界と連携した実践的な教育やインターンシップを通じたキャリア教育などの学生の社会的・職業的自立に関する組織的な教育活動の展開，教育内容・方法の改善，教育情報の公表が，積極的に取り組まれている。

文部科学省は，このような大学の取組を支援するため，個性・特色ある優れた取組に対し，以下をはじめとする財政支援や情報発信を行っている³⁰。

- ・地域や分野に応じた大学間連携による教育・質保証システムの構築を支援する「大学間連携協働教育推進事業」
- ・平成26（2014）年度から新たに，教育再生実行会議などで示された新たな方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」(第2-2-13図)

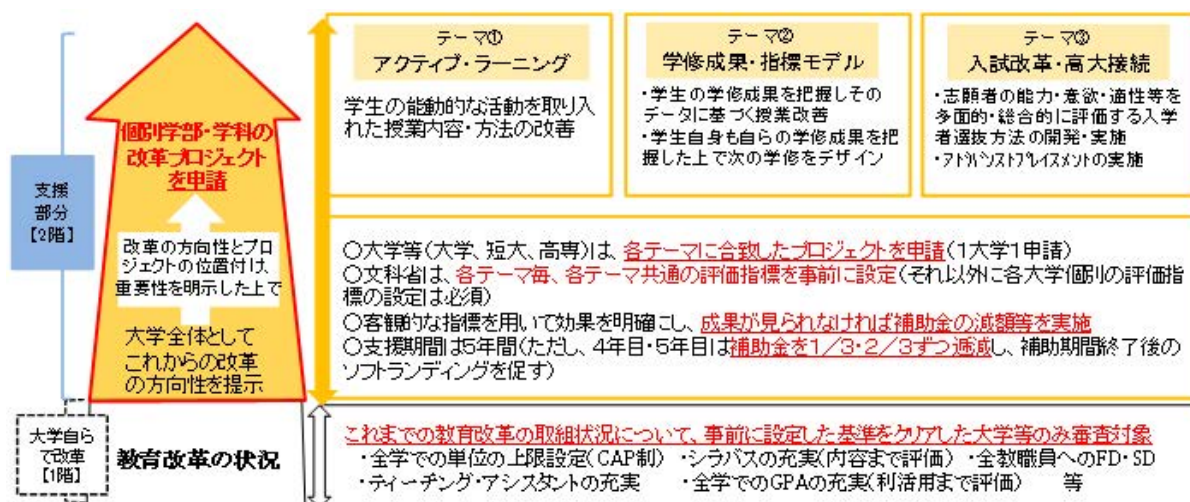
27 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm

28 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/future_school.html

29 平成25（2013）年度は，中学校と特別支援学校で実証研究を実施。

30 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm

第2-2-13図 大学教育再生加速プログラム



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm)

イ 教育研究の質の維持・向上

文部科学省は、大学設置基準などで大学を設置するのに必要な最低基準を定め、これに基づいて大学の設置認可申請に際して審査を行い、設置認可後は設置計画履行状況などを調査することにより、大学の設置認可申請から完成年度までの質保証を行っている。また、恒常的な大学の質保証のため、全ての国公立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

ウ 高度な大学教育の充実

文部科学省は、国内外の大学・機関との連携強化や優れた若手研究者の育成機能の強化などによる国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」を実施している³¹。また、俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」を実施している³²。

エ 学修支援サービス

各大学では、学生の能動的活動を取り入れた授業(アクティブ・ラーニング)などを行う際に、優秀な大学院学生が教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験・実習の教育補助業務を行うティーチング・アシスタント制度や、学生の学修過程や学修成果を長期にわたって収集する学修ポートフォリオなど、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている。

文部科学省は、大学の取組に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

(2) 専修学校教育の充実

専修学校³³は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしている。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観のかん養や自己学習能力の育成において相当の成果を挙げており、若者の職業的自立にも寄与している。

31 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/globalcoe/index.htm

32 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm

33 入学資格の差異により3つの課程(専門課程、高等課程、一般課程)が設けられている。高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校専門課程(専門学校)には、平成24(2012)年度は高校卒業者の16.8%が進学している。

文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・平成25（2013）年8月に、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「**職業実践専門課程**」として認定し奨励する「**専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程**」を公布・施行
- ・「**成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進**」事業において、成長分野における中核的専門人材の養成を産学官連携の下で推進
- ・被災地の人材ニーズや雇用のミスマッチに対応し復興の即戦力や次代を担う専門人材の育成と地元への定着を図る「**東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業**」
- ・教育装置・情報処理関係の設備整備などに対する補助、教員研修事業などの実施

5 経済的支援の充実

(1) 「児童手当制度」(厚生労働省)

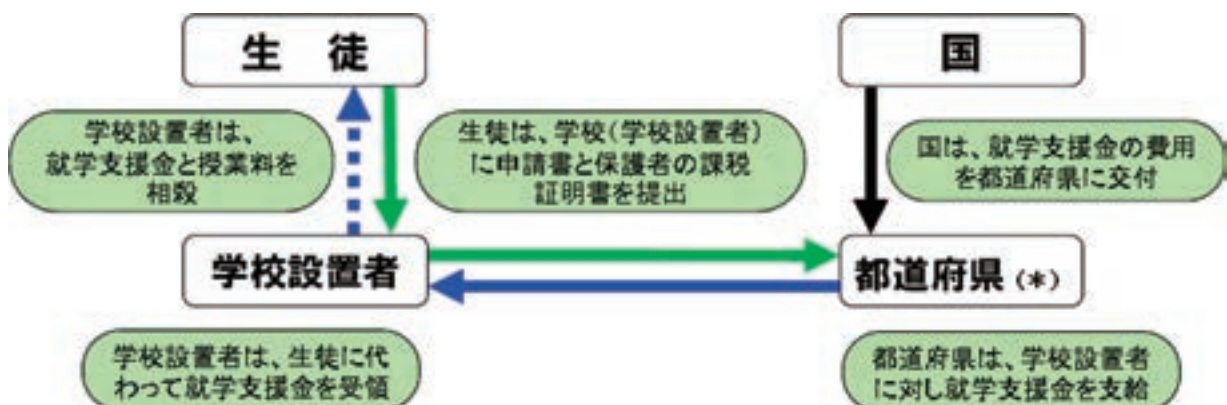
児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の子どもを養育している方に支給される。支給額は、所得制限額（例：夫婦・子ども2人世帯の場合は年収960万円）未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については子ども1人当たり月額15,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については子ども1人当たり月額10,000円、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として子ども1人当たり月額5,000円が支給される。

(2) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度（文部科学省）

高校進学率が約98%に達するなど、高校は国民的な教育機関となっており、その費用を社会全体で負担していくことが要請されている。

文部科学省は、家庭の経済的負担の軽減を図るため、「**公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律**」（平22法18）に基づき、公立高校の授業料を無償とし、私立高校などの生徒に対しては**高等学校等就学支援金**（年額118,800円。低所得世帯の生徒に対してはこの1.5～2倍の額）を支給している。平成25（2013）年11月に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正を図るために所得制限を設ける法改正が行われ、平成26（2014）年4月1日に施行された³⁴（**第2-2-14図**）。所得制限により捻出された財源で、低所得世帯の私立高校生などへの就学支援金の加算拡充や、「高校生等奨学給付金制度」（下記「奨学金等の支援」を参照）の創設などを行う。

第2-2-14図 高等学校等就学支援金



(出典) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

(注) 1. 都道府県立高校の場合は、学校設置者=都道府県。国立高校の場合には、国から学校設置者へ直接支給。

2. 平成26（2014）年4月以降の入学者が対象。

34 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

(3) 奨学金等の支援

ア 初等中等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の取組を行っている。

- ・幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「**就園奨励事業**」を実施している地方公共団体に対し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成26（2014）年度は新たに、保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にするとともに、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。
- ・経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子どもの保護者に対しては、各市町村が学用品の給与などの**就学援助**を行っている。
- ・高校と専修学校高等課程などの子どもに対しては、都道府県が行う奨学金事業が確実に実施されるよう、交付金や高校生修学支援基金により支援しており、当該基金を利用する都道府県において**所得連動返済型奨学金制度**³⁵の整備を促進している。平成26年度は、低所得世帯の高校生などの授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の「**高校生等奨学給付金制度**」を創設する。

イ 高等教育段階における取組（文部科学省）

文部科学省は、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構³⁶が実施する奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用を通じた支援を行っている。

ウ 生活困窮者の子どもに対する支援（厚生労働省）

厚生労働省は、生活保護受給の子どもに対する学習支援などを行っている。（子どもの貧困については、第2部第3章第1節4「子どもの貧困問題への対応」を参照。）

第2節 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

1 社会形成への参画支援

(1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進することが必要である。

ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では、小学校・中学校の社会科や高校の公民科を中心に、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育が従来から行われている。また、消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に子どもの発達の段階に応じた指導が行われている。新学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」（小学校）、「契約の重要性」（中学校）、「国民の司法参加」（小学校・中学校・高校）を新たに扱うこととするなど、教育内容の充実が図られている。

文部科学省は、中学生と高校生の社会参画に係る実践力を育成するため、平成25（2013）年度には、地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うため

35 貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予する制度。

36 <http://www.jasso.go.jp/>